

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額 贈与の使用期限 (注2)	署名日 (署名地) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ペラウイ	ペラウイ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とペラウイ共和国政府との間の交換公文	ペラウイの経済の構造改善努力推進及び債務問題を 含むペラウイの経済困難緩和に寄与するため、両政府 の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するため の資金を贈与すること ブロンジェバレー灌漑施設復旧計画を実施するため に必要な 1.灌漑施設の復旧に必要な生産物及び役務の供与 2.上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3.上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役 務の供与	600,000千円 -----	H18.3.17 東京で (同日)	日本側 宮下正明在ペラウ イ大使 側 デビス・カッ オンガ外務大臣	H18.4.4 182号
ペラウイ	ブロンジェバレー灌漑施設復旧計画のための贈与に関する日本国政府とペラウイ共和国政府との間の交換公文	ブロンジェバレー灌漑施設復旧計画を実施するため に必要な 1.灌漑施設の復旧に必要な生産物及び役務の供与 2.上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3.上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役 務の供与	960,000千円 (H18年度 269,000千円) H19.3.31まで (H19年度 691,000千円) H20.3.31まで	H18.6.8 ルサカ(ザ ンビア)で (同日)	日本側 宮下正明在ペラウ イ大使 (ザンビアにて兼 轄) ペラウイ側 クリシー・シ ヤウシジェ・ムボゴ在ザ ンビア 務官	H18.6.21 347号
ペラウイ	リロンゲウエ西地区地下水開発計画のための贈与に関する日本国政府とペラウイ共和国政府との間の交換公文	リロンゲウエ西地区地下水開発計画を実施するため に必要な 1.井戸及び関連施設の建設に必要な生産物及び役務の 供与 2.上記1.の生産物の輸送に必要な役務の供与 3.上記1.の施設の運営及び維持・管理指導に必要な役 務の供与	371,000千円 H19.3.31まで	H18.7.31 リロンゲ ウエで (同日)	日本側 宮下正明在ペラウ イ大使 側 グッドール・ ゴンドロウエ財務大臣	H18.8.14 481号
ペラウイ	地方保健医療施設改善計画のための贈与に関する日本国政府とペラウイ共和国政府との間の交換公文	地方保健医療施設改善計画を実施するために必要な 1.保健医療施設の建設に必要な生産物及び役務の供与 2.機材及びその据付けに必要な役務の供与 3.上記1.及び2.の生産物の輸送に必要な役務の供与	717,000千円 H19.11.8まで	H18.11.9 リロンゲ ウエで (同日)	日本側 宮下正明在ペラウ イ大使 側 グッドール・ ゴンドロウエ財務大臣	H18.11.21 626号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の使用期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をHO.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。